



療育手帳交付申請の流れ

<日程調整を行うまで>

① 申請

お住まいの市役所（支所等）・町役場に療育手帳交付申請書および調査票を提出していただきます。

★申請に必要なもの★

- ・縦4 cm×横3 cm の顔写真（ご本人が一人で写っているもの）

～お願い～

申請書には、実際にお住まいの住所をご記入ください。療育手帳は身分を証明するものになります。



お住まいの市役所・町役場から長崎こども・女性・障害者支援センターへ療育手帳交付申請書および調査票が送られます

② 予約調整

長崎こども・女性・障害者支援センターから来所していただく日の予約調整のお電話をさせていただきます。

<当日の流れ:18歳未満対象>

※18歳未満につきましては、原則、医師の診察は不要ですが、検査の結果、必要と判断された場合には、適宜、医学診断を実施いたします。

① 長崎こども・女性・障害者支援センターの
3番窓口で受付



② ○ご本人の知能検査・発達検査
○保護者への日常生活の様子等の聞き取り



④ 療育手帳に該当の場合、手帳交付
非該当の場合、却下通知送付

<お問い合わせ>

長崎こども・女性・障害者支援センター
更生相談課知的障害者支援班
電話（095）844-6250